

申請日 年 月 日

瑞浪市長 様

瑞浪市地方就職学生支援金交付申請書兼請求書

瑞浪市地方就職学生支援金交付規則第 4 条の規定に基づき、地方就職学生支援金の交付を申請します。なお、規則第 3 条による交付対象者への該当及び第 7 条の規定による支援金の返還要件の該当を確認するため、担当職員が市税の納付状況及び住民票を確認することに同意します。

1 申請者欄

フリガナ		性別	
氏名		生年月日	年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			
大学（院）・学部			

2 就職活動訪問先

訪問先	企業名			
	所在地			
	会場住所			
就職活動日	年 月 日			
内定日	年 月 日			

3 移動経路（往復）（交通費）

日付	交通機関の名称	出発地	到着地	費用
		(バス停名・駅名・空港名など)		

4 移転内容（移転費）

日付	移住元（東京圏）	移住先	費用※

※費用等の詳細については、別途領収書で確認するため、併せてご提出ください。

5 移住前の住民票の所在について（いずれか該当する欄に○を付けてください）※

A. 瑞浪市に元からある（移動させていない）	
B. 他地域から新たに移住してきた（移動させた）	

※状況に応じた「移住元の住所を確認できる資料」をご提出ください。

6 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）※1

備考1「地方就職学生支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について	A. 誓約する	B. 誓約しない
備考2「地方就職学生支援事業に係る個人情報」の取扱いに記載された内容について	A. 同意する	B. 同意しない
申請日等（※2）から5年以上継続して、瑞浪市に居住する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない
暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でない	A. 関係を有する者でない	B. 関係を有する者である
日本人又は外国人であって永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有するものである。	A. 該当する	B. 該当しない

※1 各種確認事項のB. に○を付けた場合は、地方就職学生支援金の交付対象となりません。

※2 転入日、就業開始日、申請日のいずれか遅い日を指します。

7 振込先

金融機関	銀行・信用金庫 信用組合・農協	本店・支店 出張所 本所・支所
	金融機関コード	支店コード
預金種別	普通 ・ 当座	
口座番号		
フリガナ		
口座名義人 (漢字)		

※申請者と同一名義の口座を記入してください。

※ゆうちょ銀行を記載する場合は、「振込用の店名（漢数字）・預金種目・口座番号（通帳見開き下部に記載の7桁の番号）」を記入してください。

【備考1】 地方就職学生支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査について、岐阜県及び瑞浪市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、瑞浪市地方就職学生支援金交付規則に基づき、地方就職学生支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 虚偽の申請であることや居住や就業の実態がないこと等が明らかとなった場合：全額
 - (2) 申請日から1年以内に地方就職学生支援金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合：全額
 - (3) 申請日から1年以内に瑞浪市に転入しなかった場合（ただし、申請時に既に瑞浪市に住民票がある場合を除く）：全額
 - (4) 就業開始日から1年以内に地方就職学生支援金の要件を満たす職を辞した場合（ただし、退職日から3か月以内に瑞浪市地方就職学生支援金交付規則第3条第2号アの要件を満たす県内の別の企業等に就業する場合を除く）：全額
 - (5) 瑞浪市への転入日、就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から3年未満に瑞浪市から転出した場合：全額
 - (6) 瑞浪市への転入日、就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から3年以上5年以内に瑞浪市から転出した場合：半額
- 3 地方就職学生支援金の交付を受けた後に実施される瑞浪市からの確認により、現況の報告を求められた場合には、それに応じます。

【備考2】 地方就職学生支援事業に係る個人情報の取扱い

岐阜県及び瑞浪市は、地方就職学生支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律、岐阜県及び瑞浪市の条例及び規則等に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、岐阜県及び瑞浪市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する地方就職学生支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県若しくは他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。